

# 熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業（以下「[事業](#)」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「[規則](#)」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「[要項](#)」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (目的)

**第2条** この事業は、木材価格の低迷等から森林所有者が林業経営意欲を失い、管理が困難な人工林において、下流域に流出するおそれがある渓流沿いの危険木を伐採（除去）するとともに、地理的条件が不利な森林において強度間伐を実施し針広混交林への誘導を促進することにより、流木被害も含めた山地災害防止等の森林の公益的機能を高度に発揮できる多様で健全な森林の育成を図ることを目的とする。

## (事業の内容等)

**第3条** 事業の内容、実施主体、補助率及び採択基準等については、別表のとおりとする。

## (事業の実施基準)

**第4条** 実施主体は、別に定める熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施基準（以下「[実施基準](#)」という。）に基づき事業を実施するものとする。

## (事業実施計画)

**第5条** 要項第3条の事業実施計画書（以下「[計画書](#)」という。）は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 実施主体は、計画書の作成に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請及び事業実施体制を把握したうえで、森林法第10条の5に基づき市町村が策定する市町村森林整備計画との整合を図るものとする。
- 3 要項第3条に規定する事業実施計画承認申請書は別記第2号様式のとおりとする。実施主体は、別記第2号様式に第1項の計画書を添えて、所管の広域本部（地域振興局）長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「[本部長等](#)」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- 4 要項第4条第1項に規定する事業実施計画承認通知書は別記第3号様式のとおりとする。知事は、前項の規定により提出された計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、別記第3号様式により実施主体に通知するものとする。

### (事業実施計画の変更)

- 第6条** 要項別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由は、各広域本部（地域振興局）の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。
- 2 要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第1号の2様式のとおりとする。
- 3 事業実施変更計画書の提出については、前条第3項の規定を準用する。
- 4 事業実施変更計画の承認については、前条第4項の規定を準用する。

### (協定の締結)

- 第7条** 事業の実施に当たり、市町村長、森林所有者及び実施主体の三者で、当事業に係る協定を締結するものとする。協定書は別記第4号様式のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

- 第8条** 規則第3条及び要項第6条の規定による補助金の交付申請書は、本部長等を経由して知事に提出するものとする。
- 2 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第5号様式によるものとする。
- 3 その他、交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- ア 前条の規定に基づき締結した協定書（写し）
- イ 実施基準に定める標準地調査表
- ウ 施行箇所チェック票（別記第5号様式の別紙）
- 4 広域本部（地域振興局）長は、前3項の補助金交付申請書等の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。
- 5 補助金交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 規則、要項及びこの要領に従わなければならない。
- (2) 前条の規定に基づき締結した協定に従わなければならない。

### (補助金の変更交付申請)

- 第9条** 規則第7条第1項及び要項第8条第1項の変更事由は、各広域本部（地域振興局）の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。
- 2 規則第7条第1項及び要項第8条第2項の変更申請については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

### (完了届)

- 第10条** 実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第6号様式）を本部長等に提出するものとする。

### (県のしゅん工検査)

- 第11条** 本部長等は、前条の完了届の提出があったときは、別に定める熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業検査要領（以下「[検査要領](#)」という。）に基づき、しゅん工検査を行うものとする。
- 2 実施主体は、次に掲げる場合には、事業期間の途中において、本部長等に対し中間検査の依頼をすることができる。
- ア 間伐木等の移動集積を行うために森林作業道を開設した場合であって、完了届提出前に使用する必要があるとき
- イ 事業の施行箇所数が多い場合等、事業完了後のしゅん工検査への対応及び事務の負担軽減等を図る必要があるとき
- 3 本部長等は、前項の依頼があった場合において、必要と認めるときは、検査要領に基づき中間検査を行うものとする。

### (実績報告)

- 第12条** 規則第13条及び要項第13条の規定による実績報告書は、事業の完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、本部長等を経由して知事に提出するものとする。
- 2 補助金の全額を概算払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、事業完了年度の翌年度の4月30日までとする。
- 3 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第7号様式によるものとする。

### (補助金の概算払請求)

- 第13条** 実施主体は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、要項第15条第2項の概算払請求書を、本部長等を経由して知事に提出するものとする。
- 2 本部長等は、提出のあった概算払請求書に出来高調書（別記第8号様式。広域本部（地域振興局）の林務課長又は林務担当班長等が内容を証明したもの。）を添えるものとする。

### (補助金の返還等)

- 第14条** 実施主体は、第8条第5項の条件に違反した場合は、当該違反に係る施行地につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
- 2 実施主体は、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、第7条の協定の期間内に、当事業の施行地が森林以外の用途に転用され、又は施行地上の立木が皆伐される場合には、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができるものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の交付を受けた者が知事に補助金を返還する場合は、別記第9号様式により本部長等を経由して知事に提出するものとする。

### （財産の処分の制限）

**第15条** 要項第17条第1項の財産の処分を制限する期間は、事業完了の翌年度の初日から起算して10年間とする。

### （事業完了後の施設の管理）

**第16条** 実施主体は、台帳（別記第10号様式）、事業を実施した箇所の位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）及び箇所の区域図（森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）（以下「[台帳等](#)」という。）を5部（熊本市内の実施主体にあっては4部）作成し、うち1部を適切に保管するものとする。

- 2 実施主体は、前項で作成した台帳等のうち各1部を第7条の規定に基づき協定を締結した市町村長及び森林所有者に提出するものとする。
- 3 実施主体は、第1項で作成した台帳等のうち2部（熊本市内の実施主体にあっては1部）を第12条の実績報告書に添付して、本部長等に提出するものとする。
- 4 広域本部（地域振興局）長は、提出のあった台帳等のうち1部について、翌年度の4月30日までに農林水産部長に提出するものとする。
- 5 市町村長、森林所有者及び本部長等は、台帳等を適切に保管するものとする。

### （雑則）

**第17条** この要領に定めのない事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年8月29日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

事業の内容	実施主体	事業期間	補 助 率 (定額補助額)	定額単価に 含まれる経費	採 技 基 準																																																
熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業  流木被害を含めた山地災害防止等の森林の公益的機能を高度に發揮させるため、強度の間伐（本数伐採率40パーセントを原則とし、30パーセント以上を間伐）や渓流沿いの危険木の伐採（除去）等を行い、伐採木等を安全な場所に移動集積することで、針広混交林への誘導を促進し、下流域の安全の確保を図る。	・森林組合 ・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、知事に認定された事業体 ・特定非営利活動法人 ・森林組合員 ・林研グループ会員	令和7年度～令和11年度	<p>要項の別表に定める定額は、下記のとおり。</p> <p>(1) 5齢級（21年生）以上の間伐の成立本数別補助単価 ①本数伐採率40%の場合 单位：千円/ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>移動集積 (車輌系)</th> <th>移動集積 (架線系)</th> <th>集積まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500～1,999本/ha</td> <td>491</td> <td>595</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>2,000～2,499本/ha</td> <td>514</td> <td>595</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>2,500本/ha以上</td> <td>536</td> <td>595</td> <td>445</td> </tr> </tbody> </table> <p>②本数伐採率30%の場合 单位：千円/ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>移動集積 (車輌系)</th> <th>移動集積 (架線系)</th> <th>集積まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500～1,999本/ha</td> <td>444</td> <td>589</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>2,000～2,499本/ha</td> <td>449</td> <td>576</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>2,500本/ha以上</td> <td>455</td> <td>563</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table> <p>※区分の「移動集積（車輌系）」及び「移動集積（架線系）」とは、選木、伐木、枝払い、玉切り、移動集積までの作業 ※区分の「集積まで」とは、選木、伐木、枝払い、玉切り、集積までの作業</p> <p>(2) 4齢級（16～20年生）の除伐の補助単価 218千円/ha ※不用木及び生育不良等の選木、伐木、枝払い、玉切り、集積までの作業</p> <p>(3) 渓流沿いの危険木の伐採（除去）の補助単価 917千円/ha ※選木、伐木、枝払い、玉切り、移動集積までの作業</p> <p>(4) 侵入竹除伐及び再生竹除去の成立本数別補助単価 单位：千円/ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>除伐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000本/ha以上</td> <td>696</td> </tr> <tr> <td>5,000～5,999本/ha</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>4,000～4,999本/ha</td> <td>471</td> </tr> <tr> <td>3,000～3,999本/ha</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>2,000～2,999本/ha</td> <td>246</td> </tr> <tr> <td>1,000～1,999本/ha</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>1,000本/ha未満</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>	区分	移動集積 (車輌系)	移動集積 (架線系)	集積まで	1,500～1,999本/ha	491	595	298	2,000～2,499本/ha	514	595	371	2,500本/ha以上	536	595	445	区分	移動集積 (車輌系)	移動集積 (架線系)	集積まで	1,500～1,999本/ha	444	589	235	2,000～2,499本/ha	449	576	287	2,500本/ha以上	455	563	340	区分	除伐	6,000本/ha以上	696	5,000～5,999本/ha	584	4,000～4,999本/ha	471	3,000～3,999本/ha	359	2,000～2,999本/ha	246	1,000～1,999本/ha	134	1,000本/ha未満	67	<ul style="list-style-type: none"> <li>針広混交林化を促進するための除間伐や下流域の保全のための渓流沿いの危険木の伐採（除去）の実施に要する経費（森林の現況調査、選木、伐木、枝払い、玉切り、集積、移動集積など）</li> <li>侵入竹除伐及び再生竹除去の実施に要する経費（伐竹、枝払い、玉切り、移動集積など）</li> <li>森林作業道の開設に要する経費</li> </ul>	<p>次の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 事業対象森林の条件</p> <p>①4齢級（16年生）以上のスギ・ヒノキ人工林（国有林、県有林、市町村有林、財産区有林を除く。）であること。</p> <p>②要領第7条に定める協定（10年間の伐採（除間伐は除く。）の禁止等を内容とする。）を締結している森林であること。</p> <p>③林業経営を行う上で、地利的な条件が不利な箇所に存在する森林であり、道路（森林作業道を含む。）から概ね100メートル以上離れた箇所であること。</p> <p>④過去10年以上、除間伐が行われていない森林であること。ただし、本事業による2回目以降の除間伐を実施する場合において、前回の除間伐の実施（針広混交林化促進事業、森林機能高度発揮の森林づくり事業及び防災・減災・景観保全森林整備事業による除間伐を含む。）から5年が経過し、林況により針広混交林化を図るために必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>⑤2回目以降の除間伐を実施する場合は、要領第7条に定める協定を再度締結していること。</p> <p>⑥1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること（森林法第2条森林を含む）。</p> <p>⑦原則として保安林以外の森林であること。ただし、治山事業で行う保安林整備事業の採択要件を満たさない森林はこの限りでない。</p> <p>⑧市町村森林整備計画において木材生産機能のみにゾーニングされていない森林であること。ただし、渓流沿いの危険木の伐採（除去）及びその周辺等の森林で一体的に除間伐を実施す</p>
区分	移動集積 (車輌系)	移動集積 (架線系)	集積まで																																																		
1,500～1,999本/ha	491	595	298																																																		
2,000～2,499本/ha	514	595	371																																																		
2,500本/ha以上	536	595	445																																																		
区分	移動集積 (車輌系)	移動集積 (架線系)	集積まで																																																		
1,500～1,999本/ha	444	589	235																																																		
2,000～2,499本/ha	449	576	287																																																		
2,500本/ha以上	455	563	340																																																		
区分	除伐																																																				
6,000本/ha以上	696																																																				
5,000～5,999本/ha	584																																																				
4,000～4,999本/ha	471																																																				
3,000～3,999本/ha	359																																																				
2,000～2,999本/ha	246																																																				
1,000～1,999本/ha	134																																																				
1,000本/ha未満	67																																																				

(5) 森林作業道開設の補助単価

単位:円/m

区分	幅員2.5m以下	幅員3.0m
森林作業道	1,300	2,000

る場合はこの限りでない。

⑨渓流沿いの危険木の伐採(除去)を実施する場合、5齢級(21年生)以上の間伐又は4齢級(16~20年生)の除伐と一体的に実施すること。

⑩侵入竹除伐を実施する場合、5齢級(21年生)以上の間伐又は渓流沿いの危険木の伐採(除去)を行う森林内であること。

⑪再生竹除去を実施する場合、前年度以前に侵入竹除伐(防災・減災・景観保全森林整備事業による侵入竹除伐を含む。)を行った森林であること。

⑫森林作業道を開設する場合、5齢級(21年生)以上の間伐と一体的に実施すること。

(2) その他の条件

①森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」については、実施主体が市町村に提出すること。

②作業を行う者が森林組合員及び林研グループ会員の場合、チェーンソー特別教育(労働安全衛生規則第36条関係)を受講していること。

③実施主体は、林業労働安全に係る研修を事業の実施年度に1回以上実施すること。

④実施主体は、当事業の実施に当たって知り得た森林情報について、県から情報提供の申し出があった場合には応じること。

## 〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施計画書

実施主体名：

## 1 事業実施方針

--	--	--	--	--

注1 事業の実施に当たり、実施主体における下記事項等に関する取組方針を記載すること。

- (1) 事業目的の達成に向けた取組について
- (2) 関係法令等の理解と遵守について
- (3) 林業労働安全に係る研修実施に向けた取組について
- (4) その他の取組について

## 2 事業量等

## (1) 5齢級（21年生）以上の間伐

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「5齢級（21年生）以上の間伐の成立本数別補助単価」から記載すること。

注2 林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

## (2) 4齢級（16～20年生）の除伐

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「4齢級（16～20年生）の除伐の補助単価」から記載すること。

注2 林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

## (3) 溪流沿いの危険木の伐採（除去）

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「溪流沿いの危険木の伐採（除去）の補助単価」から記載すること。

注2 林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

**(4)侵入竹除伐**

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「侵入竹除伐及び再生竹除去の成立本数別補助単価」から記載すること。

注2 一体的に実施する(1)又は(3)の整理番号を備考欄に記載すること。

**(5)再生竹除去**

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「侵入竹除伐及び再生竹除去の成立本数別補助単価」から記載すること。

注2 侵入竹除去を実施した年度を備考欄に記載すること。

**(6)森林作業道開設**

整理番号	延長 m	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「森林作業道開設の補助単価」から記載すること。

注2 一体的に実施する(1)又は(3)の整理番号を備考欄に記載すること。

補助金額計(円)	0
----------	---

**3 林業労働安全に係る研修の計画**

回数	開催予定年月	備考
1回	令和 年 月 予定	
2回	令和 年 月 予定	
3回	令和 年 月 予定	

**(記載方法)**

注1 不要な文字は、抹消すること。

注2 各表は、適宜行を追加・削除して記載すること。

〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施変更計画書

実施主体名：

当初計画：下段 変更計画：上段

1 事業実施方針

注1 事業の実施に当たり、実施主体における下記事項等に関する取組方針を記載すること。

- (1) 事業目的の達成に向けた取組について
- (2) 関係法令等の理解と遵守について
- (3) 林業労働安全に係る研修実施に向けた取組について
- (4) その他の取組について

2 変更理由

3 事業量等

(1) 5齢級（21年生）以上の間伐

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「5齢級（21年生）以上の間伐の成立本数別補助単価」から記載すること。

注2 林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

(2) 4齢級（16～20年生）の除伐

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「4齢級（16～20年生）の除伐の補助単価」から記載すること。

注2 林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

(3) 溪流沿いの危険木の伐採（除去）

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「溪流沿いの危険木の伐採（除去）の補助単価」から記載すること。

注2 林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

(4) 侵入竹除伐

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「侵入竹除伐及び再生竹除去の成立本数別補助単価」から記載すること。

注2 一体的に実施する(1)又は(3)の整理番号を備考欄に記載すること。

(5) 再生竹除去

整理番号	面積 ha	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「侵入竹除伐及び再生竹除去の成立本数別補助単価」から記載すること。

注2 侵入竹除去を実施した年度を備考欄に記載すること。

(6) 森林作業道開設

整理番号	延長 m	補助単価 円	補助金額 円	備考
計				

注1 「補助単価」欄には、別表の「森林作業道開設の補助単価」から記載すること。

注2 一体的に実施する(1)又は(3)の整理番号を備考欄に記載すること。

補助金額計(円)	0
----------	---

4 林業労働安全に係る研修の計画

回数	開催予定年月	備考
1回	令和 年 月 予定	
2回	令和 年 月 予定	
3回	令和 年 月 予定	

(記載方法)

注1 不要な文字は、抹消すること。

注2 各表は、適宜行を追加・削除して記載すること。

別記第2号様式（第5条第3項、第6条第3項関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
実施主体  
代表者

○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施（変更）

計画承認申請書

○○ 年度において、別紙事業実施計画に基づき○○ 年熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業を実施したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第3条（第5条第1項）及び熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領第5条第3項（第6条第3項において準用する第5条第3項）の規定により申請します。

記

（添付書類）

- 1 事業実施（変更）計画書
- 2 事業実施計画箇所位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式（第5条第4項、第6条第4項関係）

第 号  
年 月 日

実施主体 様

熊本県知事

○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施（変更）  
計画承認通知書

○○ 年 月 日付け 第 号で申請のありました○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施（変更）計画については、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項（第5条第2項）及び熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領第5条第4項（第6条第4項において準用する第5条第4項）の規定に基づき承認します。

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第4号様式（第7条関係）

熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業の実施に関する協定書

○○市（町村）（以下、「甲」という。）と（森林所有者氏名）（以下、「乙」という。）及び（森林組合等の名称）（以下、「丙」という。）とは、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項及び熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領（以下、「規則等」という。）に基づく熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業（以下、「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、協定締結者の役割及び遵守すべき事項等を定め、第3条に掲げる森林において実施する事業の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

（協定の期間）

**第2条** この協定の期間は、協定締結日から第6条第2号に定める皆伐禁止期間の満了日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

**第3条** 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。

森林の所在地	林班	小班	樹種	林齡	面積(ha)	備考

（整備の内容）

**第4条** 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領に定める事業を実施する。

（費用の負担等）

**第5条** 第4条に定める事業に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。ただし、丙の負担には、規則等に基づき交付される補助金を充てることができる。

2 対象とする森林に対する公租公課、もしくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、乙が負担する。

### (当事者の義務)

**第6条** この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

#### (1) 甲の義務

丙が実施する事業が円滑に推進されるよう連絡調整を図るとともに、乙の義務が履行されるよう必要に応じて乙に対して助言等を行うこと。

#### (2) 乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 第4条に定める事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。なお、皆伐を禁止する期間中であっても保育のための間伐等を行うことは可能とする。

ウ 第4条に定める事業を行ったことを示す表示板を、丙が設置することを申し出たときは、その設置を認容すること。

エ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

#### (3) 丙の義務

第4条に定める事業の実施にあたり、着手及び完了について速やかに甲及び乙に報告すること。

### (災害等による損害)

**第7条** 事業実施中及び完了後、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 事業完了後、対象とする森林の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害を生じる場合にあっても、甲及び丙はその責任を負わない。

### (協定の承継等)

**第8条** 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者、及び新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は、丙が負担した事業のための費用相当額を丙に支払うものとする。ただし、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が事業のための費用相当額を丙に支払うものとする。

3 乙は、協定の期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに甲を経由して丙に書面で通知するものとする。

### (特別の事情による協定の失効)

**第9条** 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

**第10条** 乙が第6条第2号の義務に違反したときは、乙は、丙が熊本県から事業のための費用として交付を受けた補助金相当額を丙に支払うものとする。

2 丙は、熊本県から事業のための費用として交付を受けた補助金相当額を熊本県に返還するものとする。

(乙の協力)

**第11条** 乙は、熊本県が協定の期間中において、県民の森林に対する理解を深めるために、森林体験、学習活動及び森林の研究に対象森林を使用することを申し出たときは、可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 乙は、協定が終了した後においても、第1条の目的の達成を図るため、対象とする森林を皆伐しないよう努めるものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、別途甲、乙、丙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

〇〇 年 月 日

甲 市 (町村)

代表者 市 (町村) 長

印

乙 住 所

氏 名

印

丙 所 在 地

名 称

代表者名

印

## 〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業（変更）計画書

実施主体名：\_\_\_\_\_

総括表

事業区分	事業量 ha、m	補助金額 円	着工(予定) 年 月 日	完了(予定) 年 月 日	備 考
1 5齢級（21年生）以上 の間伐					
2 4齢級（16～20年生） の除伐					
3 溪流沿いの危険木の伐 採（除去）					
4 侵入竹除伐					
5 再生竹除去					
6 森林作業道開設					
計		0 0			

注1 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

注2 不要な文字は、抹消すること。

注3 各表は、適宜行を追加・削除して記載すること。

## 1 5齢級（21年生）以上の間伐

整理番号	枝番	所在地		林小班			樹種	林齡	森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結		備考
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番			住 所	氏 名					締 結 年月日	期 間 自 至	
計																	

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加・削除して記載すること。

注3 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

## 2 4齢級（16～20年生）の除伐

整理番号	枝番	所 在 地		林小班			樹種	林齡	森林所有者		施行区分	事業量	補助単価	補助金額	協定の締結		備考
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番			住 所	氏 名		① ha	② 円	③=①*② 円	締 結 年月日	期 間 自 至	
計																	

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加・削除して記載すること。

注3 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

## 3 溪流沿いの危険木の伐採（除去）

整理番号	枝番	所在地		林小班			樹種	林齡	森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結		備考
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番			住 所	氏 名					締 結 年月日	期 間 自 至	
計																	

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加・削除して記載すること。

注3 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

## 4 侵入竹除伐

整理番号	枝番	所 在 地		林小班			森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結			備考	
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番	住 所	氏 名					締 結 年月日	期 間 自 至			
計																	

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加・削除して記載すること。

注3 一体的に実施する5齢級（21年生）以上の間伐又は渓流沿いの危険木の伐採（除去）の整理番号（枝番を含む。）を備考欄に記載すること。

注4 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

## 5 再生竹除去

整理番号	枝番	所 在 地		林小班			森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結			備考	
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番	住 所	氏 名					締 結 年月日	期 間 自 至			
計																	

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加・削除して記載すること。

注3 当該再生竹除伐の施行地において侵入竹除伐を実施した年度を備考欄に記載すること。

注4 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

## 6 森林作業道開設

整理番号	枝番	所 在 地		林小班			森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結			備考	
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番	住 所	氏 名					締 結 年月日	期 間 自 至			
計																	

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加・削除して記載すること。

注3 一体的に実施する5齢級（21年生）以上の間伐又は渓流沿いの危険木の伐採（除去）の整理番号（枝番を含む。）を備考欄に記載すること。

注4 変更計画書の場合、当初計画を下段、変更計画を上段に記載すること。

## 施行箇所チェック票

实施主体名

注1 整理番号は、別記第5号様式の事業区分別の整理番号に合わせること。

注2 採択基準のうち該当する事項について、適合する場合に○を記入すること。

注3 (2)②チェーンソー特別教育については、過去に受講したものも含むこと。

別記第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
実施主体  
代表者

○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業完了届

○○ 年 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のありました○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業が完了しましたので、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領第10条の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

- 1 別記第5号様式
- 2 着手前及び完了後の写真（全景及び近景）
- 3 事業を実施した箇所の位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
- 4 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）

注1 添付資料1の別記第5号様式は、表題を「○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業完了一覧」とし、事業が完了した内容を記載すること。

注2 不要な文字は、抹消すること。

〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実績書

実施主体名：

1 事業実施方針に対する実績

--	--	--	--

注1 事業実施計画書（別記第1号様式）に記載した事業実施方針に対する取組実績を記載知ること。

2 事業実績

(1) 5歳級（21年生）以上の間伐

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計			

注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。

注2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(2) 4歳級（16～20年生）の除伐

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計			

注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。

注2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(3) 溪流沿いの危険木の伐採（除去）

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計			

注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。

注2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(4)侵入竹除伐

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計			

注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。

注2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(5)再生竹除去

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計			

注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。

注2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(6)森林作業道開設

市町村名	延長 m	補助金額 円	備 考
計			

注1 延長欄には、市町村毎の合計延長を記載し、備考欄に路線数を記載すること。

注2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

補助金額計(円)	0
----------	---

3 林業労働安全に係る研修の実績

回数	開催年月日	参加者数	研修内容	研修場所
1回	令和 年 月 日			
2回	令和 年 月 日			
3回	令和 年 月 日			

(記載方法)

注1 不要な文字は、抹消すること。

注2 各表は、適宜行を追加・削除して記載すること。

別記第8号様式(第13条第2項関係)

### 出来高調書

事業区分	事業量	補助金額 円	既受領額		今回請求額		残高 補助金額 円	事業完了 予定年月日
			補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	出来高 %		
1 5歳級(21年生)以上の間伐	ha							
2 4歳級(16~20年生)の除伐	ha							
3 溪流沿いの危険木の伐採(除去)	ha							
4 侵入竹除伐	ha							
5 再生竹除去	ha							
6 森林作業道開設	m							
合 計								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名

氏名

注1 証明の欄については、署名又は記名押印とすること。

別記第9号様式（第14条第3項関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

森林所有者名

事業主体名

○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業の実施に関する  
協定の破棄及び補助金返還について

このことについて、○○ 年 月 日付けで○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業の実施に関する協定を締結した森林について、下記の理由により同協定に定める当事者の義務を履行できることとなりました。

つきましては、同協定を破棄及び熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領第14条の規定に基づく補助金の返還を申し出ます。

記

1 当事者の義務を履行できない理由

2 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 事業実施箇所
- (3) 事業面積
- (4) 補助金額
- (5) 協定期間
- (6) 補助金返還に係る面積
- (7) 補助金返還に係る相当額

3 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（写し）
- (2) 補助金交付決定通知書（写し）
- (3) 補助金額の確定通知書（写し）
- (4) 第16条第1項により作成した台帳等（写し）

- (5) 第7条により締結した協定書（写し）
- (6) 補助金返還に係る区域を示す図面（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）
- (7) 現況写真
- (8) 該当する場合は、林地開発許可関係書類（写し）
- (9) 補助金を返還する事となった事由の経過表

注1 不要な文字は、抹消すること。

## ○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業台帳

実施主体名 :

事業区分	整理番号	枝番	所在 地		林小班		樹種	林齡	森林所有者		施行区分	事業量		補助金額 円	協定の締結			備考
			市町村	大字・字・地番	林班	小班			住 所	氏 名		面積 ha	延長 m		締結 年月日	期 間	自	至
1 5齢級(21年生)以上の間伐																		
			計										0.00	0	0			
2 4齢級(16~20年生)の除伐																		
			計										0.00	0	0			
3 溪流沿いの危険木の伐採(除去)																		
			計										0.00	0	0			
4 侵入竹除伐																		
			計										0.00	0	0			
5 再生竹除去																		
			計										0.00	0	0			
6 森林作業道開設																		
			計										0	0	0			
合 計													0.00	0	0			

注1 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。

注2 適宜行を追加して作成すること。

注4 「4 侵入竹除伐」の備考欄には、同時に実施した事業区分の1又は3の整理番号(枝番を含む。)を記載すること。

注5 「5 再生竹除去」の備考欄には、当該再生竹除去の施行地において侵入竹除伐を実施した年度を記載すること。

注6 「6 森林作業道開設」の備考欄には、同時に実施した事業区分の1又は3の整理番号(枝番を含む。)を記載すること。